

拡大するヨーロッパ統合市場

相 沢 幸 悦

一、はしがき

一九九四年一月からアメリカとヨーロッパで自由貿易圏の創設をめざす新たな試みが始まった。アメリカ、カナダ、メキシコで構成される北米自由貿易協定（NAFTA）、ヨーロッパ諸国で構成される欧州経済地域（EEA）がそれである。今まさに、アジア、ヨーロッパ、そして、アメリカという三極経済圏の「協調と対抗の時代」が到来しようとしている。

NAFTAは、人口約三億六〇〇〇万人、国内総生産総額約六兆五〇〇〇億ドル（一九九一年）の自由貿易圏である。農産物、工業製品の関税や非関税障壁を一〇年から一五年かけて撤廃するとともに、金融市場の開放や知的所有権保護などの分野にも自由貿易の原則を確立しようとするものである。

EEAは、人口約三億七〇〇〇万人、国内総生産総額約六兆九〇〇〇億ドル（一九九一年）の世界最大の自由貿易圏である。EEAの特徴は、EU⁽¹⁾統合市場を核として、そこにEFTA諸国が

参加していることである。その点で、アメリカという一国の国民経済を中心として、カナダ、メキシコが参加するNAFTAとは異なっている。ここで、このEEAの成立経緯とその概要、方向性についてみてみよう。

二、EEA結成の過程

ECとEFTAの間では、一九七二年七月に自由貿易協定が締結され、農産物など一部の例外を除いて関税、輸入数量規制が撤廃された。それは、当時のEFTA諸国には、政治体制の問題や中立政策の関係からECに加盟できない国が多かったからである。そして、七七年にはECとEFTAの間で一部の工業製品を除いて自由貿易地域が、八四年にはすべての工業製品についての自由貿易地域が形成された。

八四年に開催されたEC・EFTA閣僚会議で「欧州経済地域（EEA、当初はEESと呼ばれた）」の結成が目標として掲げられ、八八年には同会議でその結成のための共同宣言が採択された。そして、八九年一月にドロールEC委員長は、EC・EFTA間の関税、数量制限の全面的撤廃、財、サービス、労働、資本の自由移動の確保などを通じて、統一経済圏を実現しようとする「欧州経済地域」の結成を提案した。

その背景には、当時、ECの第一目標であった域内市場統合に専念するために、EFTA諸国のECへの加盟を回避する必要から、各国の個別加盟を行うことなく、ECを実質的に拡大できるEEAにメリットを見出したことがある。他方、EFTA諸国としても政治的中立性を損なうことなくECの単一市場に参加できるというメリットがあった。そして、八九年一二月にはEC・EF

TA合同閣僚会議が開催され、ECとEFTAの間でEEAを結成していくことで合意した。

九〇年五月にEFTAは、EEA構想を実現するためにECとの公式協議を開始した。EFTAは、ECとの長期的な市場統合を目標として、まず「欧州経済地域」の枠組の中で共通の法的基盤や意思決定機能などを整備する方向をめざすことになった。さらに、貿易障壁の撤廃、経済交流の活発化、環境政策の共同策定などを進めていくことになった。同年六月には、EEAの形成に向けた実務者レベルの合同会議が開かれた。ここでは、EEAの成立時には、人間の移動の自由化や衛生分野での協力などを通じて、各国が地域内の社会的権利を維持・保護していくという考えで一致した。そして、同月、EC・EFTA首脳会談が開催され、EEA創設の推進をうたった共同宣言を採択した。

しかし、EEAの結成には、解決すべき多くの困難な問題があった。それは次のようなものであった。

- ① EFTA側が資本移動、運輸、人間の移動など多くの分野で、恒常的な適用除外を要求した。
- ② EFTA側がECの政策決定への関与を要求した。
- ③ EC側は、EFTA側の漁業領海へのアクセスを要求したが、とくにノルウェーやフィンランドが強力に拒否した。
- ④ スイス、オーストリアが環境保護の観点から、ECの大型トラックの国内、とくにアルプスの自由通行を拒否した。
- ⑤ スペインなど南欧諸国は、EC市場をEFTAに開放する代わりに、EFTA諸国からEC域内の経済発展の遅れた国々に対して補助金を拠出することを要求した。

このような対立点から、一時は、合意の成立が危ぶまれたが、九一年一〇月にECとEFTAの

間で「一九九三年一月一日より両市場を統合した欧州経済地域を創設する」という最終的な合意が行われた。要するに、「欧州経済地域」というのは、商品だけでなく、労働力、資本、サービスの自由な移動を実現しようとするものである。

三、スイスのEEA加盟拒否

スイスは、一九九二年五月にIMFへの加盟を国民投票で決定した。そして、六月には正式にEC加盟申請を行い、それまでの中立路線から国際社会への積極的参加やヨーロッパ統合の路線に大きく転換したかに見えた。

しかし、スイスでは、EC加盟は、政治的な同盟に発展する可能性があり、スイスの永世中立に反するという意見が農村部など保守的地域から出ていた。また、EC加盟は経済的利点を伴うとい

う政府に対して、中央銀行は、スイスがECに加盟することによって、EC諸国と同じように欧州通貨単位(ECU)を採用するようになれば、強いスイス・フランに支えられてきた金融市場の魅力が薄れるばかりでなく、EC加盟によってさまざまなコストがかかり、結果的に金利がEC諸国並に上昇し、周辺国と比べた場合の相対的な低金利の魅力もなくなってしまうと主張した。

こうした中で、九二年一二月、EEA結成のための条約の批准が国民投票で否決された。スイスは中立を保つことで政治的安定と経済成長、そして、高い生活水準を実現してきた。何故、中立政策を放棄してまで、いまさらEEAに参加し、しかも、ECにまで加盟しなければならないのかというのが国民投票の結果であったのである(EEA条約の批准拒否により、EC加盟申請も自動的に白紙に戻された)。

そのため、EC・EFTA間の共通市場であるEEAは、ヨーロッパ大統合の第一歩として、一九九三年一月からECの市場統合と同時に創設されるはずであったが、条約の一部が手直しされた。この手直しされた条約が各国で批准され、最後まで残っていたフランスの下院での批准も九三年一月二三日に完了し、結局、EEAは、スイスを除いて、九四年一月に発足した。

四、EFTA諸国のEC加盟交渉の進展

一九七〇年代初頭には、イギリス以外のEFTA加盟国は、ある国は中立国としての性格から、また、ある国は非民主主義的な政治体制のために、ECに加盟申請を行うことのできない国が多かった。しかし、その後、民主政治に復帰す

る国が増え始めたのにもなって、ギリシャが七五年に、スペインとポルトガルが七七年にECへの加盟申請を行なった。八一年一月、ギリシャはECの一〇番目の加盟国となった。スペインとポルトガルの加盟にはいくつかの問題があったが、八五年六月に加盟条約が調印され、翌年一月、ECの十一番目と十二番目の加盟国となった。

八七年四月にはトルコが、八九年七月には中立国オーストリアが、九〇年七月にはマルタとキプロスが、九一年七月には中立国スウェーデンが正式にECへの加盟申請を行った。さらに、九一年一〇月には、スイスまでがEC加盟を最終目標とすることを決定した。フィンランドは、九二年三月に正式にECへの加盟申請を行った。そして、七〇年代初頭に国民投票でEC加盟を拒否したノルウェーも九二年一月、ついに加盟申請を行った。

フィンランドは、西欧では唯一、旧ソ連と友好

協力相互援助条約を締結し、「冷戦」下での中立外交のモデルとされてきた。しかし、旧ソ連邦の崩壊にともなう九二年一月、まだ期限が残っていた同条約を廃棄し、ロシアとの間で両国の「基本関係」「貿易経済」「隣接地域協力」を確認する新たな条約を締結し直し、EC加盟申請に備えた。そこには、同じスカンジナビア諸国のうちスウェーデンがすでにECへの加盟申請を行い、ノルウェーも加盟申請についての結論を出す見込であったので、「冷戦」がすでに終了した以上、ECへの加盟をしなければ西欧経済の圏外におかれてしまうという危機感が介在していたようである。

スウェーデン、オーストリア、フィンランド、ノルウェーのEC加盟交渉は、当初、「マーストリヒト条約」発効後に行われる予定であったが、九三年初頭から開始された。そして、九三年一二月に開催された第五回閣僚交渉で、四カ国は、「マー

ストリヒト条約」の受け入れと環境問題での妥協が成立した。

「マーストリヒト条約」での共通外交・安全保障政策は四カ国の中立政策と抵触せず、通貨統合や司法・内務協力への参加も積極的で、加盟と同時に条約の全面適用が行われることになった。しかし、「冷戦時代」に維持されてきたこれらの国の中立政策が放棄されることになるのは間違いないことである。

環境問題では、EC側は四カ国の厳しい環境・衛生基準が統合市場の阻害要因になるとして反対していた。四カ国は、加盟後四年間、高い環境・衛生基準に適合しない殺虫剤や肥料の流入を制限できることになり、この間、EC現加盟国がこの水準に引上げることになった。

北欧三国が行っているアルコール事業の国家独占については、輸入・製造・卸売については自由

化し、小売部門だけの独占を認めることでスウェーデンとフィンランドが合意した。

他方、依然として残されていた問題として、スウェーデンとはECへの財政拠出の規模、フィンランドとは農業保護や寒冷地域への補助、オーストリアとはアルプスのトラフィック通行規制、ノルウェーとは漁業問題などがあった。まず、スウェーデン、フィンランド、オーストリアとの妥協が成立した。ノルウェーとの交渉は、漁業問題で暗礁に乗り上げていたが、ノルウェー水域での漁獲高の引き上げを主張していたスペインなどが譲歩し、妥協が成立した。

そして、九四年三月、EU（欧州連合）に発展的解消したECとノルウェー、スウェーデン、フィンランド、オーストリアは九五年からEUに加盟することで合意した。そして、加盟の実現には欧州議会の承認が必要であるが、五月、欧州議会

も四カ国のEU加盟を承認した。この承認を受けて、オーストリアでは六月、北欧三カ国は一月に国民投票を実施する。ここで加盟が承認され、またEU加盟国⁽²⁾一ニカ国の議会で加盟協定が年内に承認されると、EUは、九五年一月から一六カ国に拡大する。

しかし、四カ国ではEU加盟反対の世論も高まっており、この四カ国のEUへの加盟が実現するかどうかは予断を許さない状況にある。

五、東欧のECへの準加盟

ECは、一九八八年九月にハンガリー、八九年九月にポーランド、九〇年五月にブルガリア、旧チェコスロバキアと、そして、同年一〇月にはルーマニアとの間で個別に通商・経済協力協定を締結した。

通商・経済協力協定の概要は、①関税や貿易条件で最恵国待遇を与え、数量制限は緩和するが、アンチダンピング措置は留保する、②EC企業のも東欧での活動を容易にし、統計の交換を促進する、③環境保護、金融サービス、環境などで経済協力を促進する、④共通の評議会を設けて少なくとも年一回、本協定について協議し、協力を促進する、というものである。

さらに、ECは、九一年一二月、ハンガリー、旧チェコスロバキア、ポーランドとの間で二国間協定である連合協定(準加盟協定)を締結した。連合協定の目的は、中・東欧諸国における政治・経済改革を促進し、また、自由貿易地域を徐々に形成するとともに、共通の価値を反映する緊密な政治関係の発展を促す信頼と安定の環境を促進することにある。この協定の概要は次の通りである。

①協定の前文に当該国のEC加盟を最終目標と

する旨を掲げる(ただし、EC側には加盟を認める法的義務はない)。②政治的対話のための制度的枠組を創設する。それは、連合理事会(本協定の実施を監視するための最高機関で、閣僚レベルで構成され、年一回開催される)、連合委員会(連合理事会の準備機関)、議会連合委員会(EC議会と当該国議会との間の協議機関)などから構成される。③自由貿易地域を設立し、サービス・資本・人間の移動を自由化する(一〇年の移行期間を経て、ECの域内市場統合とハンガリー、旧チェコスロバキア、ポーランドを一体化する)。④産業協力、投資促進・投資保護、基準・認証、職業訓練、エネルギー、環境、運輸、テレコムなどの分野での経済・産業協力を行う。⑤文化協力を行う。⑥各国の経済力に応じた贈与と借款の混合援助を行う。援助形態としては、職業訓練、技術協力および利払いのための贈与、合併企業のためのベ

ンチャー資本、輸出信用、投資保険などである。

ハンガリーとポーランドは、九四年二月、連合協定を発効させた。そして、ついに、九四年四月一日にハンガリーが、八日にはポーランドがEUへの加盟申請を行った。加盟交渉は、「マーストリヒト条約」の見直しと拡大に伴う制度改革が行われる一九九六年以降に開始される見込みである。

軍事面での協力も進められている。九四年五月、西欧同盟は、外相・国防相会議を開催し、東欧六カ国（ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア）とバルト三国の準加盟を承認した。西欧同盟というのは、西欧諸国の軍事協議機関で、現在の加盟国は、ドイツ、フランス、イギリスなど九カ国で、ギリシャの加盟も決定している。準加盟によって、東欧・バルト三国は、西欧同盟理事会に出席することができるようになり、共同演習や平和維持活動の訓

練にも参加できるようになる。東欧・バルト三国は、北大西洋条約機構との関係強化も進めており、西側諸国との経済的軍事的連係がますます強まっていくことになるであろう。

六、むすび―EEA創設の意義

ここで、一九九四年一月に発足したEEA創設の意義について検討してみよう。

ひとつは、EEAが東欧（および旧ソ連）とEUとの経済協力の具体的な場となる可能性があることである。

その七分の一程度の経済規模しかないEFTAとEEAを結成することは、EUにとっては、感情論を別にすれば経済的にはそれほど大きな意味はない。それは、既に言及したように、EFTA諸国のEUへの加盟が具体化しつつある時に

E E A が創設されており、その意味でも現在の E E A 自体はそれほど重要性がないことが明らかだからである。しかし、「冷戦」が終結し、東欧（および旧ソ連）において経済改革が進行している現在、この E E A の結成は新たな重要性を持つようになってきた。すなわち、E E A が結成されるならば、東欧（および旧ソ連）の、政治統合を含まない E E A への加入が急速に進む可能性があるからである。東欧（および旧ソ連）は、E E A を通じて E U と経済的な関係を強化していくことが可能である。

さらに重要なことは、E E A に東欧（および旧ソ連）を参加させるかあるいは参加を前提とした経済協力の促進によって、これらの国々の経済再建を援助し、膨大な経済難民の西欧への流入を食い止めようとする意図が見られることである。

もうひとつは、統一により強大になりつつある

統一ドイツを欧州統合の枠の中に留めておこうとする意図である。E U 諸国にとって、統一ドイツがその経済圏を東欧にシフトさせることはどうしても回避する必要がある。しかしながら、東欧というのが、戦前の「ドイツ経済圏」である以上、それを阻止するのは極めて困難である。そうであるとすれば、東欧諸国と E E A の関係を密にすることで問題は解決することになる。

五七年に E E C が結成された大きな要因のひとつは、第二次大戦後の米ソ超大国への対抗であった。しかし、その後、旧ソ連が超大国の座から脱落し、アメリカでも経済力の低下が顕著になり、それにかわって日本が世界経済の「主導権」を握るようになってきた。九二年の E C の市場統合の推進力のひとつは、日本と対抗していかなければ二一世紀に生きのびていくことができないという危機感であった。

しかし、その後、ドイツ統一が具体化するにつれて、ドイツを欧州統合の枠の中に留めておくためにも、ECの市場統合をさらに促進させることが必要となった。それは、ドイツがふたたび「強国」としてヨーロッパを蹂躪するのではないかという危機によるものである。ヨーロッパの統合は、さまざまな国の思惑が重なり合っているといえよう。

ドイツは、統一後の混乱がある程度克服しつつあり、ヨーロッパの「経済大国化」する日もそう遠いことではない。「ドイツ人が自信を持つのが最も恐ろしい」という言葉にヨーロッパの人々のドイツに対する恐怖心が象徴的に現れている。ドイツ経済圏である東欧を将来、EEAを通じてEUと緊密な関係で結びつけることができれば、ドイツが独自の経済圏を確立することは無意味になる。また、EEAを通じてEUが外延的に拡大していくことにより、ドイツの「政治大国化」に

ある程度歯止めを掛けることのできるフランスが、EU諸国の政治的支持を得られる可能性が高まり、EUの中での政治的均衡が計られる可能性も高まる。EUが「先進国」だけの共同体から幅広い経済共同体へ、そして、「政治共同体」欧州連合」に突き進まなければならない根拠のひとつもここにあるのではないだろうか。

(注)

- (1) 一九九三年一月に「マーストリヒト条約(欧州連合条約)」が発効し、ECの「憲法」ともいうべき条約は、EC設立条約である「ローマ条約」から同条約となった。したがって、九三年一月以降、EC(欧州共同体)からEU(欧州連合)という言い方に移行した。したがって、九三年一月以降の事態についてはEUという言い方をしている。
- (2) 現在のEU加盟国は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、ポルトガル、イギリスの二カ国である。

(あいざわ こうえつ・当研究所主任研究員)